

令和5年度 安全衛生行事予定表

行 事 項 目	実 施 事 項	目 標	担 当 者	年間スケジュール												実施上の留意点	評 価	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1. 安全大会	年1回社員、協力会社事業主等の出席により開催し、災害防止意識の向上を図る。	年1回 1月	安全衛生委員会											○			・年1回50名以上の出席により開催する。 ・開催役員については、事前に検討する。 ・開催通知は1ヶ月前に出す。	
2. 安全衛生協議会 定期総会	年度安全衛生管理活動の報告と、新年度安全衛生管理方針の周知徹底	年1回 4月	安全衛生委員会	○													・会社の年度方針を周知する。 ・前年度1年間の安全衛生活動を全協力会社に周知する。 ・2ヶ月前から場所、資料等を準備する。	
3. 安全衛生委員会	・災害防止活動に関する事項の審議 ・安全衛生マネジメントシステムの運用に関する事項の審議	毎月1回 原則第2月曜日	安全衛生委員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・開催日に次月開催日を決定する。 ・規定に定められた事項のうち開催月に該当する事項を審議する。 ・議事録を作成保存する。	
4. 工事部会	・労働災害防止対策の検討、翌日の取り組みの検討 ・危険性・有害性等の調査及び防止対策の検討審議	毎月1回	工事担当責任者 安全衛生推進者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・安全衛生基本方針に対し、具体的な実施計画を策定し、通達する。 ・毎月3週間前に開催通知を出す。	
5. 安全衛生協議会	・労働災害防止に関する協議事項の伝達、翌月の取り組みの検討 ・現場における危険性・有害性等の調査 ・安全衛生研修	毎月1回 4月は、参加者全員に安全衛生計画書の説明を行う。	工事部 安全衛生委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・協力会社に対し、毎月の安全衛生活動の取り組みを周知する。 ・開催通知は3週間前を出す。 ・開催通知には予定議題を入れる。	
6. 特別パトロール	全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始の活動として合同パトロールを実施する。	工事部で決定し、現場を実施	工事部 安全衛生委員会				○			○		○					・巡回予定は関係者で事前に打ち合わせる。 ・チェックリストを使用し実施する。	
7. 定期健康診断	・社員の健康管理のため健康診断を実施する ・特殊健康診断が必要な社員については、必要な都度実施する。	全社員100%	総務担当者							○					○		・実施結果については、総務部が指導、保管を行う。	

令和5年度 安全衛生教育計画表

教育項目	実施項目	目標	担当者	年間スケジュール												実施上の留意点		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1. 安全衛生計画周知勉強会	年度安全衛生計画を全協力会社の作業員まで周知・徹底する。	全作業員 4月～6月	工事担当責任者 安全衛生推進者 協力会社	←	→													<ul style="list-style-type: none"> 協力会社又は現場事務所にて実施する。 安全衛生方針、安全衛生目標、安全衛生計画等リーフレットを作成し、配付する。
2. 雇入れ時安全衛生教育	新規に雇入れした社員に対し、法令で定められた教育を実施する。	新規雇入れ時 随時	総括安全衛生管理者	←	→													<ul style="list-style-type: none"> 法定の項目を実施する。 協力会社にも通知する。 外部講師も検討する。
3. 法定職長教育	新たに職長になる者に対し、法令で定められた教育を実施する。	新規指名時 随時	工事部管理課 工事担当責任者	←	→													<ul style="list-style-type: none"> 法定の項目を実施する。 協力会社にも通知する。 外部講師も検討する。
4. 職長能力向上教育	職長教育を修了し、5年以上経過した者に、職長能力向上教育を実施する。	該当職長 年1回	工事部管理課 工事担当責任者	←	→													<ul style="list-style-type: none"> 法定教育修了者で補習教育が必要と認める者 実施日数は1日とする。 協力会社にも通知する。 外部講師も検討する。
5. 車両系建設機械運転者再教育	車両系建設機械の運転者で、資格取得後3年以上経過した者に対して実施する。	該当者 随時	工事部管理課	←	→													<ul style="list-style-type: none"> 外部教育を受講させる。(建災防) 協力会社にも通知する。
6. 社員定期安全衛生教育	現業社員に対し、安全衛生教育を実施する。 過去の災害、物損事故の周知教育をする。	毎月1回 協議会	工事部長 安全衛生推進者 工事部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 現業社員に受講させる。 毎月の安全活動計画を周知する。 現地KY、作業手順について指導する。 協力会社作業員も参加させる。 外部講師も検討する。
7. 協力会社事業主安全研修	安全衛生協議会会員に対し、事業主安全研修を実施する。	年1回 6月	工事部長 安全衛生推進者			○												<ul style="list-style-type: none"> 年1回受講する。 受講者は、協力会社事業主又は管理責任者とする。 外部講師も検討する。
8. 特別教育	協力会社及び現場の要請に基づき、特別教育を実施する。 安全帯 (FH)	随時		←	→													<ul style="list-style-type: none"> 現場及び協力会社の要請に応じて実施する。 外部教育も受講する。
9. 作業員技術向上教育	工事部で資格取得の年間計画を立て実施する。	該当者 随時	工事部長 工事部管理課	←	→													<ul style="list-style-type: none"> 工事部で承認